

施策：	13	人権尊重のまちづくり	財務コード	01020113-05-070
基本事業：	04	女性の人権擁護	担当部	総務部
基本事業の成果指標	女性が人権侵害を受けた割合 女性の人権に関する相談窓口の認知数（平均）		担当課	人権政策・男女共同参画課
			担当係	男女共同参画担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成13年度 ~	新規・継続	継続	会計区分		実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
女性（相談内容により男性）		女性がかかえる様々な問題や悩みの相談窓口として、市役所内及び生涯学習センターに設置している男女共同推進センターの相談室にて、女性相談員による総合相談事業および専門的相談である女性弁護士による法律相談事業を実施するもの。 (1)女性相談員による随時の総合相談事業（面接相談、電話による相談） 女性相談員による総合相談 月曜日～金曜日 9:00～16:30 (2)専門的相談事業（面接相談） 女性弁護士による法律相談 第2・4火曜日 13:00～16:00（一人30分）（2週間前からの予約制）				
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）						
女性のさまざまな相談に応じることで、問題の解決や女性の自立を支援する。						
4. 成果（簡易評価は未記入）						

成果指標名称	単位	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	目標
		実績	実績	当初	要求	計画	計画	
男女共同推進センター相談室への相談案件数	件	883	1,091	1,000	1,000			1,000
新規の相談件数	件	418	453	450	450			450
5. コスト								
事業費	計	千円	3,622	3,608	5,242	6,265		
	国	千円	0	0	0	0		
	県	千円	0	0	0	0		
	地方債	千円	0	0	0	0		
	その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	3,622	3,608	5,242	6,265			
正職員人工数	人工	0.4	0.4	0.4	0.4			
正職員人件費	千円	3,168	3,091	3,126				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	6,790	6,699	8,368	6,265			

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）	
あがっている  どちらかといえばあがっている  あがっていない（停滞・低下）	相談内容は、夫婦間や親子間の問題、地域での人間関係、さらには本人の精神的な問題など複雑に絡みあう相談が増加しており、相談内容に応じて庁内外の関係機関と連携して問題の解決にあたっている。一回の相談では解決しない複雑な問題に対しては継続的な相談により問題解決策を提示し支援している。相談室の本庁への移転によって相談室に来づらくなった人への対応として、月に2日は本庁以外の相談室でも相談を受けており相談者が安心して相談できる環境整備に努めている。R4の相談案件数1,091件の内訳は、法律相談81件、総合相談1,010件（内新規453件）。新規の相談が増加し続けている。

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）			
対象動向	増加	類似事業	あり
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり
成果向上余地	大きい		

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）	改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
--------------------------	-------	----	-----	----	------

総合相談体制の見直しを行い、令和5年度から週5と週3の相談員2名体制になった。 これにより、複雑化・多様化する相談事例について検討、協議しながら対応でき、相談員のスキル向上や心理的負担の軽減が図られる。また、本庁以外の場所での相談日（月4日）にも本庁の総合相談窓口を閉鎖せずに対応できるようになる。	備考・特記事項 or 進行管理欄
--	------------------

事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）	社会情勢の変化に伴う女性相談に関するニーズの高まりを踏まえ、平成13年度から相談事業を実施している。近年では、男性に対するDVやセクハラも新たな課題となっており、市民の人権尊重に関する認識を高めるとともに、暴力防止のための広報・啓発活動や被害者支援を継続していかなければならない。
専門的相談事業のうち、女性カウンセラーによる心や生き方の相談については、平成28年度から総合相談事業に統括した。 また上記の統括により、女性センターに女性相談員が1名となったことから、この女性相談員がケースの処遇に困難をきたす場合にスーパービジョンが受けられる体制をとっている。	